

平成 2 0 年 度 第 1 回

天草市景観審議会

会 議 録

天草市景観審議会

平成 2 0 年 度 第 1 回 天 草 市 景 観 審 議 会				
開 催 日 時	平成 2 1 年 3 月 1 0 日 午 後 1 時 0 0 分 から 午 後 3 時 1 0 分			
開 催 場 所	天草広域連合消防本部 3階会議室			
出 席 委 員	菫 茂 壽 太 郎	中 川 竹 治	位 寄 和 久	橋 口 良 一
	篠 原 亮 太	生 喜 丈 雄	小 山 真 一	
欠 席 委 員	西 英 子	佐 保 光 康	大 日 方 信 春	
委 員 以 外 の 出 席 者	事 務 局	大 窪 光 正 (都 市 計 画 課 長) 金 棒 利 彦 (都 市 計 画 課 課 長 補 佐) 吉 永 真 二 (都 市 計 画 課) 廣 田 亮 一 (")		
	そ の 他	2 名 (庁 内 関 係 課 等)		
会 議 に 付 し た 事 項	1. 審 議 会 の 規 程 に つ い て (1) 天 草 市 景 観 審 議 会 運 営 規 程 (案) 2. 諮 問 事 項 (1) 天 草 市 景 観 計 画 (案) に つ い て (2) 天 草 市 公 共 事 業 等 景 観 形 成 指 針 (案) に つ い て			
議 決 事 項	・ 天 草 市 景 観 審 議 会 運 営 規 程 ・ 天 草 市 景 観 計 画 (案)、天 草 市 公 共 事 業 等 景 観 形 成 指 針 (案) に 対 す る 意 見			

天草市景観審議会 会議の経過の概要

1. 開会

2. あいさつ

3. 審議会の概要について(説明:事務局)

4. 会長、副会長の選出

会長に蓑茂委員、副会長に中川委員を選出

5. 審議(進行:会長)

(1)審議会の規程について(説明:事務局)

(会長)

意見がなければ、提案のとおり承認することよろしいか。

(各委員)

異議なし。

(2)諮問事項

①天草市景観計画(案)について(説明:事務局)

(委員)

「天草町の景観を守り育てる条例」で指定された、4カ所の景観形成地域が今回そのまま移行するということであるが、その中で大江地区が教会を中心とした景観を有するということであるならば、河浦の崎津天主堂も非常に注目されているが、検討の土台に上がらなかったのか。

(事務局)

大江地区については、大江天主堂の周辺について「天草町の景観を守り育てる条例」の中で景観形成地区として指定をされていた。崎津天主堂については、43ページの景観形成重点地区の中の富津地区が教会を中心とした周辺の漁村集落ということである。

(委員)

重点地区は、景観形成地区の中から選ぶのではないのか。

(事務局)

重点地区については、最終的に景観形成地域と景観地区、準景観地区などに指定をすることを目指して取り組んでいきたい。大江と崎津の地区については、景観計画の取り組みと併せて、重要文化的景観への選定に向けた取り組みも、教育委員会の文化課の方で行われている。

(会長)

資料の3-1で、これまでの景観施策というのがあるが、これを見ると天草の景観施策は旧天草町の自主条例と県の景観条例で進められてきたということになる。

(事務局)

ここでは景観条例という狭い部分で記載している。

(会長)

自然公園法による国立公園行政が一番昔から行われているはずであり、それも書いておく必要がある。景観計画には書いてあるが、そういうものでないというのが景観法である。土木部の都市計画課とか、それだけが景観ではない。

(事務局)

景観計画の中では12ページに国立公園とそれに連なる地域の保全ということで、豊かな自然景観を守るという観点から国立公園と連携した取り組みについて記載をしている。

(会長)

資料3-2のパブリックコメントに対する回答が都市計画課の考え方となっているが、それではまずいのでは。意見がもっともであれば、パブコメを受けて、景観計画(案)に反映させるべき。山と海だけ書いていたのを「川筋も重要だ」ということを書き足せばよい。それならパブコメをやった意味がある。

(事務局)

河川に関する記載の部分は、12ページ以降の展開方策の中で、海と山が主になっているということで意見を出されたということであり、この中に川の部分を入れるということで対応したい。

(会長)

他に意見がなければ、提案のとおり承認することでよろしいか。

(各委員)

異議なし。

②天草市公共事業等景観形成指針(案)について(説明:事務局)

(会長)

この公共事業等景観形成指針の元になるような検討は去年の景観計画策定審議会ではやったのか。

(事務局)

やっておりません。

(会長)

なぜ検討しなかったのか。

(事務局)

若干文言の訂正はしているが、熊本県のものに移行する方針で作成をしており、景観計画策定審議会の時には審議はしていない。

(会長)

他市のものとは見比べたのか？

(事務局)

そこまでは、行っていない。

(委員)

整合性はあるのか。

(事務局)

県の指針とは整合が取れている。

(会長)

県の指針を天草市に書き換えたようなものか。これは違ったものを作ると問題がある

か。

(事務局)

国には、河川であるとか道路であるとか砂防とか、それぞれに指針というものがあり、それぞれ内容も充実している。市としてどういう形を目指すのかだが、一からの積み上げを行う場合は、そういう所から検討する必要があるかと思われる。

(委員)

本来は市の独自の指針を作ることが大切であり、県のをそのまま移行というのはどうなのか。

(会長)

最後に附則か何かで、この審議会の期間（1年程度）にきちんとしたものを作るということにしてはどうか。審議会ができたのだから。今回の指針については暫定的なものとするが、速やかにそういう検討をしていく。

(委員)

県の指針と市の指針とを並べて書いて、どこがどういうふうに共通しているのか、どこが違うのか、対照表を作ってほしい。特に新しく加えたものはどこかというのは知りたい。

(会長)

素案を作って、委員に送って読んでもらい、意見を出してもらえばよい。会議を開く必要はない。

欠席委員から意見が出ている。第3項、基本的事項の中の2番目にユニバーサルデザインと書いてあるが、機能性とユニバーサルデザインは同じようなことではないかと。「美しさを感じさせるよう努める」と書いてあるけれども、あいまいな表現で、判断できないのではないかと。それから①～⑥で配慮項目があるけれども、具体性に欠ける。指針の読み方のような資料がないと困るかもしれない。公共事業で何かモデルが見えてくると、民間の指導もしやすくなる。

(委員)

こういう指針を作ると、公共事業、民間もそうだが、それが指針に適合しているということを市民にアピールする必要がある。マークとか指針に適合した建物とか。それを基準に民間も造り上げる。ぜひそういうことをしてはどうか。

(会長)

何も表彰したりしなくても、ラブコールを送るだけでいい。市が直接やると問題があるのなら、審議会がやってもよい。

(委員)

「これは指針に適合するか」という審査はどこで誰がやるのか。

(事務局)

市が行う事業については、都市計画課と事前協議を行ってもらう。その他の自治体が市域における工事を行う場合については、景観条例の中で、基準に該当する規模のものは事前に通知をしてもらう。これは景観法の仕組みをそのまま取り入れている。

(会長)

指針にはそういう手続きは書かないのか。例えば公共事業で設計・発注をした場合は、指針を渡さないと伝わらない。設計が出来上がって来た後に注文をつけるよりは、先に渡しておいた方がいい。

(事務局)

策定した時点で関係団体には全て通知をする。

(会長)

それが通じないから言っている。

(委員)

例えば農地を開発する場合、担当の部局で審議をするわけであるが、規制を外すとき、担当課だけでしか話し合えない。いわゆる縦割り行政である。関係の部署と事前に横の連絡を取り合っていないと、後で色々な問題がある。例えば農振除外の担当課だと農振除外の規則に乗っ取って手続きが行われればノーと言えない。だからと言って優良農地あたりを除外する場合、建物を建てる時はたしてそこだけでいいのか、天草市全体としての将来計画の中で、ここは農地として残すべきなのか、役所の中で横の連絡を取りながらいかないと、後で取り返しがつかないことになる。

(会長)

何でも最後に都市計画課にもってきて、景観係から通知をするというものではない。内部化していかないと。今や景観ということほどのセクションでも自分たちの仕事の中で、頭の隅に入れとかなきゃいかんということ。港湾整備する人も、橋の設計をする人も、学校の校舎の改築をする人も、景観ということに配慮しなくちゃいかんという時代。だから、都市計画課景観係というのは、動き出したらあとは全部内部化すればよい。それをいかに周知していくかが大事。

(事務局)

景観計画についても庁内調整は定期的にやっており、さらに今後詰めていきたい。

(会長)

初動期は特別なことができるけれども、全部内部化すればよい。

(事務局)

公共事業の指針についても、景観の担当者会議を庁内で実施しており、2回話し合っている。

(会長)

それが指針の中に現れるようにしたらいい。打ち合わせ会議を通じて、議論を深めるとか。意見交換するとか、指針はそういうのもあっていい。運営指針なんだから。

(委員)

形骸化してしまう。

(事務局)

連携体制については、また再度検討してみたい。

(会長)

天草型を作りなさいよ。

(委員)

「努める」「配慮する」とかあいまいな言葉が多い。具体的に分かりやすく解説してあるものを作らないと。「緑化に努める」と書いてあっても公園の何%を緑化するかとか。そういうのがないと、設計する人が困る。数値を目標にするとかがないと、具体的に実施できない。

(会長)

一般的には指針があって、概要みたいなものを作る。そういうときは、一般的には優良事例を見つけ出して付けるんだけど、優良事例をつけるとどこでも同じような風景ができてしまう。ただ、公共事業でやってはいけない事例集をやると、行政内部では合意形

成がしにくい。環境〇×フォトコンテストとか、風景を見て、良いのか悪いのを見つけると。全面的には無理だから、少しずつ作るようにしていきましょう。

(委員)

材料・資材・素材ということでいくとガードレールが目につく。強度的な問題もあるが、スピードを出さないで通る所、人が歩く所、公園内等については自然素材や径の大きな丸太を使って施工するとか、そういった取り組みも一つ進めてほしい。

(会長)

ガードレールはクッションじゃないとダメ。あと石積みを使うとか。

(委員)

公共事業でもあり、天草市で「これに準じなさい」という書き方でまとめるのがいいのでは。具体的に載っていない公共事業もあるので、むしろこれを補完するようなものとしてまとめていきたいということに記載しては。

(事務局)

市域におけるそういう行為・工事については、当然景観計画の対象となる。市が行う事業についても、市が作っている計画にそぐわないものは当然のことながら出来ない。それを踏まえた上で、景観計画に基づいた事業をやるというプラスアルファの内容として、細かい指針を持つという考え方である。

(会長)

社会資本整備の動向も大きく変わってきている。これは土木建設業が毎年1割も2割も増えるような時代のものに感じる。今はどんどんつぶれている時代。時代に合ったものにしていかないと、公共事業・公共施設をきちんと管理できない。その辺を配慮して、調整をしましょう。

6. 報告事項(説明:事務局)

(会長)

景観つうしんの発行は指針の中に書き込めばいいのでは。そうすれば、途中でやめられなくなる。

重要文化的景観への取り組みというのは、長崎が教会郡の世界遺産登録を目指す際、天草も一体的に考えなさいというコメントがついた。そこで天草の2つの教会を中心として世界遺産を目指すということになり、それが1つの力水となって今動いている。新聞報道にもあったが、世界遺産になると観光客が来るということも確かに現象としてはあるが、観光地にするために世界遺産にするのではない。結果としてはあるかもしれないが、その時に混乱がおきないように、対策は立てておかななくてはならない。いくつかの潮流、うねりがある中にこの審議会が置かれて、この審議会がきちんと機能することによって天草の島の可能性を広げていこうと。そういったことを委員として話し合ってもらおうと、今日委嘱状交付式があったということ。

(委員)

計画の7ページ。天草は漂流漂着ゴミの問題があり、最初苓北の富岡と上天草の樋島海岸とやったが、天草市は入っていない。世界遺産になるのにゴミが山ほど海岸に打ち上げられていたらなかなか簡単にはいかない。漂着ゴミの問題についても取り組むということ、ゴミの不法投棄の所に書き込んでどうか。環境課の方とも連携を取って。報告書が今度くるので、それを参考にしていきたい。

(会長)

今日は荅北町の方もいるが、一緒にやらなくては。市町合併はなかったけれども景観については合併してるということでもいい。荅北町だけでやると大変。

(委員)

森林景観の問題について、計画の中に景観重要樹木の指定方針について、ということであってあるが、ヤブツバキの群落についても具体的にうたってほしい。この間、水戸黄門にハナガカシが出てきた。それを見られた方から連絡があり、天草のハナガカシはもう絶えたんじゃないですか、という話があった。私がありますよという話をしたが、群落ではないがハナガカシの付き合いというのは昔は徳川家の槍を納めたという話がある。ストーリー性のあるものについて、地域で取り組めばまちづくりになる。

(委員)

崎津の町中で5～6年前にカラー舗装が行われた。景観を考えると、カラー舗装というのがいいのか悪いのかということになる。条例の目的の所で天草らしさということを書いてあり、そこを含めたトータル的なデザインということで、審議委員としての力になればと思っている。行政と民と含めた所で、お互い「よがり」になってはいけないと常に思っており、協働ということやっていただきたい。

(事務局)

崎津においては住民協定への取り組みについて検討が行われている。これは住民で地域のルールを作りそれを協定という形で結んで、地元の資源を守っていこうという取り組みである。

(会長)

審議会はどのくらい予定してあるのか。

(事務局)

来年度は3回程度の予定。